

平成24年度運用状況 目次

情報公開制度

情報公開制度の運用状況

1	情報公開請求の概要	1
2	公開手数料等の歳入	3
3	情報公開請求件数	5
4	情報公開請求の所管別内訳	6
5	情報公開請求の状況	7
6	情報公開不服申立て一覧	28

情報公開運営審議会の状況

1	情報公開運営審議会委員	30
2	審議会の開催内容	30

	情報コーナーでの刊行物販売	31
--	---------------	----

個人情報保護制度

個人情報保護制度の運用状況

1	個人情報保護制度の概要	33
2	写しの作成費用等の歳入	35
3	個人情報保護に関する条例運用状況	35
(1)	個人情報に係る業務の新規届出	35
(2)	個人情報に係る業務の変更・廃止届出	36
(3)	個人情報に係る本人以外収集の諮問	38
(4)	個人の人格的権利利益を損なうおそれのある個人情報の収集の諮問	38
(5)	個人情報に係る目的外利用の諮問	39
(6)	個人情報に係る外部提供の諮問	39
(7)	通信回線を使った電子計算機結合による個人情報の外部提供の諮問	40
(8)	請求受付件数	40
(9)	請求に対する決定	41
(10)	不服申立て件数	41
(11)	不服申立てによる決定件数	41

(12) 外部委託処理に係る諮問	41
4 個人情報の開示・訂正・消去・中止請求件数	43
5 個人情報の開示・訂正等請求の所管別内訳	44
6 個人情報の開示・訂正等請求の状況	45
7 個人情報不服申立て一覧	52

個人情報保護運営審議会の状況

1 個人情報保護運営審議会委員	55
2 審議会の開催内容	56

情報公開・個人情報保護不服審査会

情報公開・個人情報保護不服審査会の状況

1 情報公開・個人情報保護不服審査会委員	57
2 審査会の内容	57
3 不服審査会への諮問の状況	58
4 答申の状況	58

平成24年度個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報保護制度の概要

東村山市個人情報保護に関する条例は、個人の人格的権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障することにより、市民の基本的な人権を擁護することを目的としています。

平成24年度の個人情報開示等請求数は28件で、前年度の29件から1件減りました。今年度の請求の約4割が「自分の住民票・戸籍証明書・印鑑登録証明書を自分以外の誰かが取得していないか調べてほしい」というものでした。

(1) 個人情報(条例第2条第1号)

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、個人が識別され又は識別され得るものであり、実施機関が保有する公文書に記録されたものをいいます。

「個人に関する情報」とは、住所、氏名、性別、生年月日はもとより職業、電話番号、国民年金手帳や国民健康保険証の番号、個人の思想・信条、身体的特性、健康状態、成績、財産、収入状況、家族状況など個人の属性に関する全ての情報が該当します。

(2) 個人情報を取り扱う市の実施機関(条例第2条第3号)

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会の各機関が条例上の実施機関です。

(3) 個人情報の収集制限と届出制度(条例第5条～第6条)

直接収集の原則

個人情報の収集をするときは、本人から直接収集することが原則となっています。

必要最小限の収集

個人情報を収集する場合は、業務の目的を明確にし、法令等に基づく届出、申告等必要最小限の範囲で、適法かつ公正に収集することになっています。

要注意情報の収集禁止

宗教等に関する個人情報、表現の自由に関する個人情報、社会的身分に関する個人情報、犯罪及び懲罰に関する個人情報、その他個人的な秘密を侵すおそれのあるものは、原則として収集できません。

業務の届出

実施機関が新たに個人情報に係る業務を開始しようとするときは、業務の名称、開始年月日、利用目的、対象となる個人の範囲、記録項目、保存方法、保存期間を市長に届け出て承認を得なければなりません。市長は届出を承認したときは個人情報保護運営審議会に報告し、告示及び総務課情報公開係で公表することになっています。

(4) 個人情報の利用等の制限(条例第7条・第9条・第10条・第22条)

目的外利用及び外部提供の制限

個人情報は、原則として本来の収集目的以外で利用することはできません。目

外的利用ができるのは、本人の同意を得たとき、法令に特別の定めがあるとき、法令等に定める所掌事務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由があるとき等に限られます。

市の実施機関以外への情報提供も、本人の同意を得たとき、法令に特別の定めがあるとき、本人の生命等に対する危機回避の必要があるとき、国・独立行政法人等への提供で、法令に定める事務の遂行に必要な限度で利用されるとき等を除き行うことができません。

電子計算機による事務処理の禁止

個人の思想、信条、差別の原因となる情報、犯罪及び懲罰に関する情報といった個人の人格的権利利益を損なうおそれのある個人情報、電子計算機処理ができません。

通信回線による電子計算機の結合による外部提供の制限

通信回線に電子計算機を結合して個人情報を外部提供するときは、法令に特別な定めがあるとき、本人の同意を得たときを除き、あらかじめ運営審議会の意見を聴かなければなりません。

外部委託の制限

個人情報を取扱う事務を外部に委託しようとするときは、あらかじめ委託内容や条件について運営審議会の意見を聴くことが必要で、契約の際には個人情報保護のために必要な措置(契約書に秘密保持義務、第三者への情報提供禁止規定を盛り込む等)を講じなければなりません。

受託者に対しては、受託した業務の個人情報を市の許可なく複製・加工等をしてはならないほかに、受託した業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしたり、不当な目的に使用してはならないことを規定しています。

(5) 自己情報に関するコントロール権(条例第11条・第12条・第13条・第14条)

市民は、市が保有している自己に関する情報に関して次の請求権が認められています。請求は総務課情報公開係で受け付けます。

開示の請求

自己に関する情報の開示請求をすることができます。

訂正の請求

自己に関する情報に誤りがあるときは、訂正請求をすることができます。

消去の請求

自己に関する情報が、条例第6条の規定による収集の制限を超えて収集されたときは、消去請求をすることができます。

目的外利用及び外部提供の中止の請求

自己に関する情報が、条例第7条の規定に基づかずに目的外利用又は外部提供されたときは、目的外利用又は外部提供の中止請求をすることができます。

(6) 救済措置(条例第19条)

自己情報の開示、訂正、消去及び目的外利用・外部提供の中止の各請求に対する市の決定について不服のある場合は、実施機関に対して行政不服審査法に基づく不

服申立てを行うことができます。

不服申立てがあった場合、実施機関は第三者機関である情報公開・個人情報保護不服審査会に諮問し、その答申を尊重して不服申立てに対する決定を行います。

2 写しの作成費用等の歳入

条例第18条により、個人情報の開示に係る手数料は無料となります。写しの作成及び送付に要する実費徴収額として、請求者から納付された金額は下記のとおりです。

写しの作成及び送付に要する実費として納付された額	
種 別	金 額 (円)
作成費用 (白黒コピーでA3まで1枚10円。その他のサイズは作成代の実費)	1,470
送付費用(郵送代の実費)	0
合 計	1,470

3 個人情報保護に関する条例運用状況

(1) 個人情報に係る業務の新規届出(条例第5条第1項) 5件

No.	事業の名称	業務開始年月日	所管課名
1	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	平成23年10月1日	子育て支援課
2	子宮頸がん予防ワクチン接種業務	平成23年4月1日	子育て支援課
3	小児肺炎球菌ワクチン接種業務	平成23年4月1日	子育て支援課
4	インフルエンザ菌b型(ヒブ)ワクチン接種業務	平成23年4月1日	子育て支援課
5	とんぼ工房の運営業務	平成24年4月1日	ごみ減量推進課

(2) 個人情報に係る業務の変更・廃止届出(条例第5条第2項)

10件

No.	事業の名称	個人情報の利用目的・ 記録対象者の変更	追加された 記録項目	廃止された記録 項目	変更・廃止の理由	変更・ 廃止 年月日	所管 課名
1	東村山市子ども家庭支援センター事業	利用目的を下記に変更 「児童福祉に関する必要な調査や指導及び相談、サービスの提供や調整、また、地域における子どもを守るための仕組み作りや子どもが育つ環境の整備を行う。」	家庭環境、居住環境、成育歴、所属集団、生活状況、緊急連絡先、職業職歴、収入、公的扶助、子どもの状況、相談履歴、相談者、虐待内容、関係機関、通告者、福祉サービス利用状況、負担額、団体名、就学状況	親族関係、家庭生活、傷・病歴、障害	組織改正に伴い業務内容が変わったため	変更 H23.4.1	子育て支援課
2	幼児相談室の運営に関する業務	利用目的を下記に変更 「就学前までの乳幼児を対象に、児童の性格、行動、発達、親子関係等の専門的な相談に関し、指導・助言、心理療法などを行い、早期解決を図る。」	出生順位、所属集団、生育歴、発達状態、緊急連絡先	国・本籍、家庭生活、公的扶助、運動能力、血液型、利用中の福祉サービス、住宅環境、入所施設名	組織改正に伴い業務内容が変わったため	変更 H23.4.1	子育て支援課

3	乳幼児及び妊産婦 各種指導業務			医師氏名	組織改正により担当 部課が変わったこと と、記録項目を見直 したため	変更 H21.4.1	子育て 支援課
4	乳幼児及び妊産婦 健康診査業務			国・本籍、親族 関係	組織改正により担当 部課が変わったこと と、記録項目を見直 したため	変更 H21.4.1	子育て 支援課
5	未熟児の養育医療 費助成業務		傷・病歴	採血料領収書	組織改正により担当 部課が変わったこと と、記録項目を見直 したため	変更 H21.4.1	子育て 支援課
6	従事者名簿作成業 務			国・本籍、続 柄、婚姻、家庭 生活、医療機 関、家族環境、 資産内容	組織改正により担当 部課が変わったこと と、記録項目を見直 したため	変更 H21.4.1	子育て 支援課
7	予防接種業務	記録対象者の範囲を下記 に変更 「被接種者及び保護者、 医師」		国・本籍、続 柄、判定結果、 受診結果、反応 の大きさ、撮影 日、フィルム 、判定年月 日、接種年月	組織改正に伴い業 務内容が変わった ため	変更 H23.8.1	子育て 支援課

				日、出席状況、 銀行口座、薬服 用状態			
8	困難事例及び虐待 (疑)台帳・個票 管理				組織改正により「子 ども家庭支援センタ ー業務」に統合した ため	廃止 H23.4.1	子育て 支援課
9	医療費等助成業務				利用者減に伴い事 業を見直したため	廃止 H21.4.1	子育て 支援課
10	栄養相談業務				組織改正により担当 部課が変わったた め	廃止 H23.8.1	子育て 支援課

(3) 個人情報に係る本人以外収集の諮問(条例第6条第1項第5号)

0件

(4) 個人の人格的権利利益を損なうおそれのある個人情報の収集の諮問(条例第6条第2項)

0件

(5) 個人情報に係る目的外利用の諮問(条例第7条第1項第4号)

1件

No.	諮問件名	利用する個人情報	目的外利用をする理由	諮問年月日	答申	所管課名
1	居住者の緊急時安否確認のための東京都住宅供給公社との協定締結(個人情報の外部提供及び目的外利用)	都営住宅・公社住宅等の居住者の入退院情報、親族情報、障害・難病の情報、要介護度、世帯構成	都営住宅・公社住宅等の居住者に室内で倒れているなどの緊急事態が疑われるときに、市が保有する左欄の情報を目的外利用しJKK東京へ提供する。JKK東京が当該居住者宅へ即時入室して安否確認すべきかの判断材料にするため	H24.11.19	可	地域福祉推進課

(6) 個人情報に係る外部提供の諮問(条例第7条第2項第6号)

1件

No.	諮問件名	提供先	外部提供する個人情報	外部提供理由	諮問年月日	答申	所管課名
1	居住者の緊急時安否確認のための東京都住宅供給公社との協定締結(個人情報の外部提供及び目的外利用)	東京都住宅供給公社(JKK東京)	都営住宅・公社住宅等の居住者の入退院情報、親族情報、障害・難病の情報、要介護度、世帯構成	都営住宅・公社住宅等の居住者に室内で倒れているなどの緊急事態が疑われるときに、市が保有する左欄の情報を目的外利用しJKK東京へ提供する。JKK東京が当該居住者宅へ即時入室して安否確認すべきかの判断材料にするため	H24.11.19	可	地域福祉推進課

(7) 通信回線を使った電子計算機結合による個人情報の外部提供の諮問(条例第10条第3号)

1件

No.	諮問件名	提供先	通信回線を使って外部提供する個人情報	外部提供理由	諮問年月日	答申	所管課名
1	外国人住民の住民票情報の法務省への外部提供(媒体(USB)による連携) LGWAN回線を使った法務省への個人情報送信あり	法務省	外国人住民を新たに住民票に記載したとき及び削除・記載の修正をしたときに、下記をLGWAN回線により送信する。 (異動事由・届出年月日・氏名・生年月日・性別・住所・前住所地・国籍・在留カード等の番号・特別永住者証明書の交付年月日)	平成24年7月施行の外国人住民を住民基本台帳法の適用対象とする法改正に伴い、法務省と市町村間で外国人住民の異動情報等をやり取りし、情報共有する。これにより、外国人住民が住所異動等をする場合、地方入国管理局(法務省)と市町村の両方に届出が必要な負担を軽くするため	H24.4.23	可	市民課

(8) 請求受付件数(条例第11条第1項、第12条、第13条、第14条) 29件

}	個人情報の開示等の請求	29件	}
	同 訂正の請求	0件	
	同 消去の請求	0件	
	同 目的外利用・外部提供中止の請求	0件	

(9) 請求に対する決定(条例第16条) 29件

}	開示件数	10件
	部分開示件数	10件
	非開示件数(個人情報不存在を含む)	7件
	存否応答拒否件数	1件
	取下げ件数	1件

(10)不服申立て件数(条例第19条第1項) 1件

(11)不服申立てによる決定件数(条例第19条第2項) 1件

「7 個人情報不服申立て一覧」を参照

(12)外部委託処理に係る諮問(条例第22条第1項) 4件

N 0.	諮問件名	委託先	委託内容	諮問 年月日	答申	所管 課名
1	レセプトコンピュータ導入に伴う操作指導及び保守業務委託	サンシステム株式会社(諮問時は未定)	日曜・祝日・年末年始期間の準夜帯に市が設置している「東村山市休日準夜応急診療所」へ、診療報酬の計算・レセプト作成・審査支払機関への請求書類作成等を行えるレセプトコンピュータを導入する。これに伴い、コンピュータの操作指導及び保守管理を委託する。	H24.4.23	可	健康課

2	二次予防事業の対象者把握事業実施及び二次予防事業参加予定者に対する健診業務の外部委託	株式会社インテージ(諮問時は未定) 東村山市医師会	二次予防事業(生活機能の低下がみられ、早期に介護予防が必要な高齢者への支援事業)の対象者把握のために、65歳以上の介護保険被保険者全員(既に要支援・要介護認定を受けた者を除く)へ「基本チェックリスト」の送付、回答データの入力・整理、判定結果の通知送付等を行う事業を委託する。 「基本チェックリスト」による判定の結果、「運動機能向上プログラム」への参加が望ましいと判断された方について、当該プログラムに安全に参加できるかどうか健診を行う事業を東村山市医師会に委託する。	H24.6.25	可	高齢介護課
3	障害福祉システム入れ替えに伴う『精神障害者手帳・自立支援医療(精神通院)管理システム』追加導入並びに保守管理業務委託	株式会社ジーシー	障害福祉システムの入替えに伴い、従来はシステムの対象外だった精神障害者手帳・自立支援医療(精神通院)の対象者情報もシステムに組み込み、身体・知的・精神障害者の情報を統一的に管理して、迅速かつ適切にサービスを提供できるようにする。システムの導入・保守管理を株式会社ジーシーに委託する(障害福祉システム自体は導入について諮問済みのため、新たに組み込む部分のみが諮問対象)。	H24.11.19	可	障害支援課
4	国民健康保険柔道整復療養費点検等業務委託	株式会社オークス(諮問時は未定)	これまで東京都国民健康保険団体連合会と市が柔道整復療養費支給申請書の審査を行ってきたが、近年、保険者への支給申請数が大きく伸び、適正な請求かどうか施術状況の確認が必要なものが見受けられる。厚生労働省から適正化への取り組みを求める通知も出ていることから、柔道整復の専門知識をもつ業者に支給申請書の点検を委託する。	H25.2.14	可	保険年金課

4 個人情報の開示・訂正・消去・中止請求件数(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

請求件数と決定内容の内訳													
月	請求者数 (月間同一人判定)	請求数 (注1)	請求件数 (注2)	開示	部分開示	非開示 (注3)	個人情報の 不存在	存否応答 拒否	訂正・消去・ 中止の承諾	訂正・消去・ 中止の拒否	検討中 (注4)	取下げ	その他
4月	1	4	4	1	2		1						
5月	1	1	1					1					
6月	3	3	4	3	1								
7月	3	3	3	1	1		1						
8月	4	4	4	1	3								
9月	1	1	1				1						
10月	2	2	2		1		1						
11月	2	3	3	1	1		1						
12月	1	1	1	1									
1月	2	2	2	1			1						
2月	2	2	2		1		1						
3月	2	2	2	1								1	
合計	24	28	29	10	10	0	7	1	0	0	0	1	0
比率(%)	-	-	100.0%	34.5%	34.5%	0.0%	24.2%	3.4%	0.0%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%

(注1) ()内は、訂正・消去・中止請求件数の内書き。

(注2) 請求書1枚で複数の課に対して個人情報開示等の請求ができるため、請求数と異なる場合があります。

(注3) 請求のあった個人情報は存在するが、条例第11条の2各号に該当し非開示としたもの。

(注4) 月末時点において開示決定期間未到達、未決定あるいは請求者と連絡が取れないもの。

5 個人情報の開示・訂正等請求の所管別内訳(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

実施機関	所管名	件数	比率(%)	
議会	議会事務局			
市長	会計課			
	秘書課			
	経営政策部	施設再生計画担当		
		企画政策課		
		行政経営課		
		広報広聴課	1	3.45%
		財政課		
		情報政策課		
		総務部	総務課	
	人事課			
	管財課			
	契約課			
	法務課			
	市民部	市民課	14	48.3%
		市民協働課		
		生活文化課	1	3.45%
		課税課		
		納税課	2	6.9%
		産業振興課		
		防災安全課		
		健康福祉部	地域福祉推進課	
	生活福祉課			
	高齢介護課		5	17.2%
	障害支援課		2	6.9%
	健康課			
	保険年金課		2	6.9%
	子ども家庭部		子ども総務課	
子育て支援課				
子ども育成課				
児童課				
子育てエリア担当				

実施機関	所管名	件数	比率(%)	
市長	資源循環部	管理課		
		ごみ減量推進課		
		施設課		
	都市環境部	都市計画課		
		用地・事業課		
		みどりと環境課		
		道路管理課		
		下水道課		
		まちづくり推進課		
		交通課		
教育委員会	教育部	庶務課		
		学務課	1	3.45%
		指導室	1	3.45%
		(学校)	小学校	
			中学校	
		社会教育課		
		市民スポーツ課		
		国体推進室		
		図書館		
		公民館		
		ふるさと歴史館		
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局			
農業委員会	農業委員会事務局			
監査委員	監査委員事務局			
固定資産評価審査委員会				
合 計		29	100.00%	

6 個人情報の開示・訂正等請求の状況

No	請求年月日	請求内容	決定年月日	決定内容	実施方法	開示した個人情報名	部分開示又は非開示とした部分と理由	所管課	備考
1	H24.4.12	請求者の印鑑登録証明書交付記録(平成23年1月30日から平成24年1月30日)	H24.5.7	開示	閲覧	請求者の印鑑登録証明書交付記録(平成23年1月30日～平成24年1月30日)		市民課	長期間の証明書交付記録を調査することにより、相当な時間と労力を要するため、5月16日まで期間延長
2	H24.4.12	請求者の父の印鑑登録証明書交付記録(平成23年1月30日から平成24年1月30日)	H24.5.7	非開示 (個人情報の不存在)			該当記録が存在しないため(請求期間内に印鑑登録証明書の交付なし)	市民課	長期間の証明書交付記録を調査することにより、相当な時間と労力を要するため、5月16日まで期間延長 委任状による任意代理人(子)による請求
3	H24.4.12	請求者の印鑑登録証明書交付記録(平成24年1月31日から4月12日)	H24.4.18	非開示 (個人情報の不存在)			請求事項に該当する印鑑登録証明書交付申請書が存在しないため(請求期間内に印鑑登録証明書の交付なし)	市民課	部分開示1件として計上
		請求者の印鑑登録原票	H24.4.18	開示	写しの交付	請求者の印鑑登録原票			

4	H24.4.12	請求者の父の印鑑登録証明書交付記録(平成24年1月31日から4月12日)	H24.4.18	非開示 (個人情報 の不在 存在)			該当記録が存在しないため(請求期間内に印鑑登録証明書の交付なし)	市民課	部分開示1件として計上	
		請求者の父の印鑑登録原票	H24.4.18	開示	写しの交付	請求者の父の印鑑登録原票			委任状による任意代理人(子)による請求	
5	H24.5.23	請求者と別居している子どもの住民票	H24.6.5	存否応答拒否			子の住民票の存否を明らかにすると、請求者が子の居所を探知できる可能性が生じることから、存否を回答すること自体が子の生活や精神的な健康を損なうおそれがある【東村山市個人情報保護に関する条例(以下「条例」)第11条の2第1号 未成年者の生命、健康、生活等を害するおそれがある情報]に該当するため、条例第11条の5に基づき存否応答拒否	市民課	法定代理人(親権者)による請求	
6	H24.6.8	請求者の父の印鑑登録証明書交付記録(市民になった日から平成24年1月30日までのもの) 介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書(市民になった日から平成22年3月31日までのもの。ただし、平成19年9月11日付発行のものは除く)	H24.6.29	開示	写しの交付	請求者の父の印鑑登録証明書交付記録(平成21年4月1日～平成22年3月31日)		市民課	法定代理人(成年後見人)による請求	
			H24.6.29	非開示 (個人情報 の不在 存在)			請求者の父の印鑑登録証明書交付記録(住民になった日～平成21年3月31日)は、保存年限3年が経過し廃棄済みのため不存在			長期間の証明書交付記録を調査することにより、相当な時間と労力を要するため、7月6日まで期間延長
			H24.6.13	開示	写しの交付	請求者の父に係る介護保険要介護認定・要支援認定等結果通知書(市民になった日から平成22年3月31日までのもの。但し、平成19年9月11日付発行分は除く)		高齢介護課	市民課分は部分開示1件で計上	

7	H24.6.20	請求者の国保の加入時から今日の時点で保管しているレセプト	H24.7.10	開示	閲覧	請求者の平成23年4月診療分以降の平成24年6月20日までに保険医療機関から市に送付されたレセプト		保険年金課	受診医療機関へ本人へのレセプト開示により今後の診療に支障が生じるおそれがないか確認する必要があり、医療機関からの回答に時間を要するため、7月12日まで期間延長
8	H24.6.26	請求者の「市長への手紙」への回答文書の回答までの処理経過(決裁者等)がわかるもの	H24.6.28	開示	写しの交付	「市長への手紙」受付簿(平成24年6月14日受付)および「市長への手紙」回答決裁(平成24年6月21日起案)		広報広聴課	
9	H24.7.11	請求者の印鑑登録証明書の交付記録(平成24年5月19日～平成24年7月11日)	H24.7.13	非開示	(個人情報情報の不存在)		該当記録が存在しないため(請求期間内に印鑑登録証明書の交付なし)	市民課	
10	H24.7.13	請求者の夫の要介護認定認定調査票(市に保管してある一番古いもの)	H24.7.25	開示	写しの交付	請求者の夫の介護保険要介護認定・要支援認定調査票(概況調査票) ・平成19年10月19日分 ・平成21年11月2日分 ・平成23年10月12日分		高齢介護課	委任状による任意代理人(妻)からの請求

11	H24.7.25	請求者の依頼人の祖母の介護保険要介護認定申請書類及び診断書、認定証(段階的認定がなされているのであればいずれについても)等の資料	H24.8.7	部分開示	写しの交付	請求者の依頼人の祖母(平成23年9月5日死亡)に関する ア、介護保険要介護認定・要支援認定申請書 イ、要介護認定申請時間診表 ウ、認定調査票(概況調査) エ、主治医意見書(平成19年7月から平成23年2月までの4件)	ア、イ、ウの文書について「同居していない親族の電話番号」は条例第11条の2第2号個人情報に該当 アの文書について「法人の代表者の印影」は条例第11条の2第3号法人情報に該当	高齢介護課	委任状による任意代理人(弁護士)からの請求
12	H24.8.6	請求者の住民票の写しを交付した記録(平成24年5月1日～平成24年8月6日)	H24.8.8	部分開示	写しの交付	請求者本人の住民票の写しの交付記録(平成24年5月1日～平成24年8月6日) ア、平成24年5月28日付、住民票の写し等の交付申請 イ、平成24年6月1日付、住民票の写し等職務上請求書	イの文書について「住民票の写しの交付申請書中の弁護士の印影」は開示することにより偽造等のおそれがあるため、条例第11条の2第3号法人情報に該当	市民課	
13	H24.8.6	請求者が平成23年 月 日 午後に生活文化課に相談したという事実と内容がわかるもの。	H24.8.17	部分開示	写しの交付	平成22年度市民相談受付簿(3月分)	「開示請求者以外の個人について記載された部分」は条例第11条の2第2号個人情報に該当	生活文化課	
14	H24.8.16	請求者と子どもの住民異動届	H24.8.22	開示	写しの交付	請求者及び請求者の子二人の住民異動届		市民課	

15	H24.8.20	請求者の印鑑登録証明書の 交付記録(印鑑登録日から抹 消日)	H24.9.19	開示	閲覧	請求者の印鑑登録証明書 交付記録(平成21年4月1 日～平成24年8月20日)	市民課	長期間の証明書交 付記録を調査する ことにより、相当な 時間と労力を要す るため、9月28日ま で期間延長 部分開示1件と して計上
			H24.9.19	非開示 (個人情 報の不在 存在)		請求者の印鑑登録証明書 交付記録(印鑑登録日～ 平成21年3月31日)につい ては、保存年限3年が経過 し廃棄済みのため不存在		
16	H24.9.7	請求者の夫の印鑑登録証明 書の交付記録(平成23年11 月24日～26日)	H24.9.13	非開示 (個人情 報の不在 存在)		該当記録が存在しないた め(請求期間内に印鑑登録 証明書の交付なし)	市民課	
17	H24.10.9	請求者の印鑑登録証明書の 交付記録(平成24年10月4日 ～平成24年10月9日)	H24.10.9	非開示 (個人情 報の不在 存在)		該当記録が存在しないた め(請求期間内に印鑑登録 証明書の交付なし)	市民課	
18	H24.10.12	請求者の財産の差し押えに 関する記録	H24.10.25	部分開示	写しの交 付	ア、平成21年度No.727起 案書「債権(生命保険) の差押処分」 イ、平成22年度No.513起 案書「交付要求書(東 村山市役所が執行した 滞納処分)の提出」 ウ、平成22年度No.802起 案書「債権(生命保険 解約返戻金)の取り立 て・解除等」 エ、催告・訪問・実態調査 の記録 オ、エに記載のある金融機 関からの回答文書	納税課	ア、ウ、エの文書について 「法人の担当者の印影、法 人の担当者名」は条例第11 条の2第2号個人情報に該 当 エの文書について 「市が財産の照会を行った 相手方の法人名」は条例第 11条の2第6号行政運営情 報ア及びエに該当 オの文書について 「平成22年3月31日以前の 金融機関からの回答文書 (日本生命保険相互会社を 除く)」は、保存年限(3年) が経過し廃棄済みのため 不存在

19	H24.11.6	平成21年9月8日に請求者あてに送付された差押え事前通知に関するものすべて(既にお渡ししたものについては除く)	H24.11.19	非開示 (個人情報 の不存在)			「平成21年9月8日に発送した差押処分事前通知書の原本」は平成21年9月8日に原本を本人宛に郵送しているため、市には残っており、文書不存在 「平成21年9月8日に発送した差押処分事前通知書の控え」は、作成していないため文書不存在	納税課	
20	H24.11.8	請求者の子に関して学校で起こった暴力事件についての経緯がわかるもの	H24.11.19	開示	写しの交付	ア、災害報告書(さん) イ、「小学校 年組男子児童による暴力行為」についての学校からの報告		指導室	法定代理人(親権者)による請求
21	H24.11.14	平成23年11月14日に請求者の子が学校を欠席している事がわかるもの	H24.11.19	部分開示	写しの交付	東村山市立小学校第 学年 組の平成23年11月分児童出席簿	「請求者の子以外のクラスメートの氏名・欠席を記録した部分」は条例第11条の2第2号個人情報に該当	学務課	法定代理人(親権者)による請求
22	H24.12.28	ホームで起きた請求者の妻の事故報告書	H25.1.4	開示	写しの交付	平成24年11月6日付「事故報告連絡票」社会福祉法人 ホーム(特別養護老人ホーム)		高齢介護課	委任状による任意代理人(夫)からの請求
23	H25.1.17	請求者の依頼人の障害者手帳交付時の診断書	H25.1.25	開示	写しの交付	身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)		障害支援課	委任状による任意代理人(社労士)からの請求
24	H25.1.18	請求者の印鑑登録証明書の交付記録(H23.11.16～H25.1.18)	H25.2.7	非開示 (個人情報 の不存在)			該当記録が存在しないため(請求期間内に印鑑登録証明書の交付なし)	市民課	長期間の証明書交付記録を調査することにより、相当な時間と労力を要するため、2月14日まで期間延長

25	H25.2.18	請求者の戸籍謄抄本の交付記録(H22.2.18～H25.2.18)ただし、請求者本人が交付手続をしたものは除く。	H25.2.22	非開示 (個人情報 の不在 存在)			該当記録が存在しないため(請求期間内に戸籍謄抄本の交付なし)	市民課	
26	H25.2.27	請求者の妻の ホームで起きた右大腿骨転子部粉碎骨折の治療終了報告書	H25.3.4	部分開示	写しの交付	平成25年2月12日受付の事故報告書 社会福祉法人 ホーム(特別養護老人ホーム)	「ホーム長の印影」は条例第11条の2第3号法人情報に該当	高齢介護課	委任状による任意代理人(夫)からの請求
27	H25.3.21	身体障害者手帳申請時の医師の診断書	H25.3.29	開示	写しの交付	身体障害者診断書・意見書(肢体不自由用)		障害支援課	委任状による任意代理人(請求者の取引先金融機関社員)からの請求
28	H25.3.28	請求者の子の出生時の病院の領収書						保険年金課	4月5日に所管課から情報提供したため取下げ

7 個人情報不服申立て一覧

諮問番号 (閲覧・中止等 請求の年度 - 通し番号)	不服申立ての経過・内容	実施機関	不服申立て 年月日	諮問 年月日	答申 年月日	答 申 内 容	不服申立てに対する決定	
		原 処 分					決定・裁決 年月日	決定・裁決 内容
平成24年 度第1号	<p>請求者(以下「甲」という。)は、離婚した元妻との間の子ども二人(以下、「A・B」という。)と別居している。</p> <p>甲は平成24年5月23日に市長に対し、法定代理人(親権者)としてA・Bの住民票の開示請求を行った。A・Bは未成年者だが義務教育を終えた年齢であるため、市職員がA・Bに面接し開示について意思を確認したところ、両人とも「甲に住所を知られたくない、知られたくないといったことを甲に伝えてもよい」という回答であった。</p> <p>この面接結果から市長は開示はできないと判断し、A・Bの住所が東村山市内にあるのかどうかを含めて甲に住所を特定されることを避けるため、A・Bの住民票について存否を回答しない「個人情報存否応答拒否決定」を平成24年6月5日に行った。住民票の存否を明らかにすると、甲が子の居所を探知できる可能性が生じることから、存否を回答すること自体が、子の生活や精神的な健康を損なうおそれがある情報(条例第11条の2第1号)にあたるかと判断したものである。</p> <p>これに対し、同年7月17日に甲から市長へ不服申立書が提出された。その主張は次の通り。「子二人の親権者は甲となっており、離婚が成立しているにもかかわらず、元妻は子どもたちの身の安全を甲にわからないようにしている。このため、市長が行った個人情報存否応答拒否決定処分を取り消し、直ちに子どもたちの住所を開示することを求める」</p>	東村山市長 存否応答拒否	H24.7.17	H24.8.17	H24.12.20	<p>以下の判断により異議申立てを棄却する。</p> <p>1、未成年者の法定代理人が本人に代わって個人情報の開示請求をすることについて</p> <p>未成年者の法定代理人は、条例第14条の2の規定により本人に代わって開示請求することができる。ただし、当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報については、条例第11条の2第1号の規定により非開示とされている。市長の作成した「個人情報保護制度の手引き」においては「当該本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」とは、開示すること自体が未成年者本人の意思に反する場合も含まれると解している。これを踏まえ、義務教育終了後の未成年者の法定代理人による開示請求があったときは、当該未成年者の判断能力を尊重し、未成年者本人に面接する等により開示についての本人の意思を確認し、本人が開示に同意しない場合は、原則として本人の利益に反するものとして非開示にすることとしている。</p>	H25.1.15	異議申立てを棄却する。

審査会としては、本人と法定代理人の意思が一致していないことも推認されており、子ども達の利益を尊重した市長の上記解釈は相当であるとする。

2、条例第11条の2第1号該当性について

開示請求について市長(補助職員)がA(18歳)、B(16歳)に面接し意思を確認したところ、2名とも「甲に住所を知られたくない。住所を知られたくないと答えたことを甲に伝えて構わない。」との回答をしたことが認められる。このことから、その存否に関わらず本件住民票を甲に開示すること自体が本人の意思に反するものであり、市長が本件住民票が非開示情報に該当すると判断したことは妥当である。また、本件住民票の性格から、その存否を明らかにすると甲が子ども達の住所を探知できる可能性が生ずることから、条例第11条の5に該当し、存否応答拒否処分を行ったことに何ら違法又は不当な点はない。

3、子ども達の意思の真意性について

市長(補助職員)が行った面接でのA・Bの回答がA・Bの自由意思に基づくかについては、当該面接に元妻は同席せず、

					<p>A・Bと市長の補助職員2名の4名で行われたこと、A・B同席のまま、A・Bの順でそれぞれに本件開示請求に係る意思を確認したこと、その際、当該補助職員が子ども達の自由な意思が表示されていたと受け止めることができたことが認められる。これを踏まえれば、A・B1名ずつに意思を別々の部屋で確認していないことなどの点を考慮したとしても、自由な意思に基づくものと認められる環境下にあったと解するのが相当であり、これを理由として本件処分が違法又は不当とまではいうことができない。</p>	
--	--	--	--	--	--	--

個人情報保護運営審議会の状況

個人情報保護制度は、市民と市との間における個人情報の取扱いについてルール化し、市民の基本的な人権を守っていくことを目的としています。そこで、この制度を公正かつ適正に運用し、より発展させていくために、市長の附属機関である「個人情報保護運営審議会」を設置しています。審議会の委員は、市民及び学識経験者の7人で構成されています。

1 個人情報保護運営審議会委員

No.	区分	氏名	職業等	備考	
1	学識 経験者	うす い まさ こ 臼井雅子	大学教授	H19.2.16就任。情報公開運営審議会委員を兼任	
2	学識 経験者	き むら しげ みつ 木村茂光	大学教授	H15.2.16就任	会長
3	市民	しま だ せつ お 嶋田節男	元会社員 ボランティア	H21.2.16就任。情報公開運営審議会委員を兼任	会長職務代理
4	学識 経験者	た むら はつ え 田村初恵	損害保険会 社顧問	H23.2.16就任	
5	市民	つち だ し ろう 土田士朗	税理士、社 会教育委員	H21.2.16就任	
6	市民	はにゅうだ たか お 羽生田孝雄	行政書士	H23.2.16就任。公募委員	
7	市民	みとべ みず え 水戸部瑞江	民生委員、 児童委員	H23.2.16就任	

(敬称略・五十音順)

(任期:平成23年2月16日～平成25年2月15日)

No.	区分	氏名	職業等	備考
1	学識 経験者	うす い まさ こ 臼井雅子	大学教授	H19.2.16就任。情報公開運営審議会委員を兼任
2	市民	しま だ せつ お 嶋田節男	元会社員、 ボランティア	H21.2.16就任。情報公開運営審議会委員を兼任
3	学識 経験者	すぎ もと みさこ 杉本みさ子	元小学校長	H25.2.16就任
4	学識 経験者	た むら はつ え 田村初恵	損害保険会 社顧問	H23.2.16就任
5	市民	はにゅうだ たか お 羽生田孝雄	行政書士	H23.2.16就任。公募委員
6	市民	みず こし ひさ よし 水越久吉	社会保険 労務士、行 政書士	H25.2.16就任。公募委員

7	市 民	みとへ 瑞江 水戸部 瑞江	民生委員、 児童委員	H23.2.16就任	
---	-----	------------------	---------------	------------	--

(敬称略・五十音順) (任期:平成25年2月16日～平成27年2月15日)
任期開始後、最初の会議がまだ開催されていないため、会長は未定です。

2 審議会の開催内容

開催日	審 議 内 容	
第 1 回 H24.4.23	諮問第 1 号	レセプトコンピュータ導入に伴う操作指導及び保守業務委託 健康課
	諮問第 2 号	外国人住民の住民票情報の法務省への外部提供(媒体(USB) による連携) 市民課
第 2 回 H24.6.25	諮問第 3 号	二次予防事業の対象者把握事業実施及び二次予防事業参加 予定者に対する健診業務の外部委託 高齢介護課
第 3 回 H24.11.19	諮問第 4 号	障害福祉システム入れ替えに伴う「精神障害者手帳・自立支援 医療(精神通院)管理システム」追加導入並びに保守管理業務 委託 障害支援課
	諮問第 5 号	居住者の緊急時安否確認のための東京都住宅供給公社との協 定締結(個人情報外部提供及び目的外利用) 地域福祉推進 課
第 4 回 H25.2.14	諮問第 6 号	国民健康保険柔道整復療養費点検等業務委託 保険年金課

情報公開・個人情報保護不服審査会の状況

市民による情報公開又は個人情報開示等の請求を、実施機関が非公開、部分公開又は存否応答拒否決定したことに対して、請求者から「不服申立て」がなされたとき、実施機関は原則としてその決定をする前に不服審査会に諮問して答申を得なければなりません。不服審査会は第三者的に適法性を審査する機関です。

現在、弁護士2名・大学教授1名で構成されており、東村山市長から直接委嘱されています。

1 情報公開・個人情報保護不服審査会委員

No	区分	氏名	職業等
1	会長	きのしたけんじ 木下健治	弁護士
2	委員	つじよういち 辻洋一	弁護士
3	委員	こやまひろかず 小山廣和	大学教授

(定数3/任期2年：再任を妨げない。)

2 審査会の内容

回	開催日	内容
1	H24.11.5	・24 東不審諮問第1号「個人情報存否応答拒否決定処分に対する異議申立て」の審査 ・その他
2	H24.12.3	・24 東不審諮問第1号「個人情報存否応答拒否決定処分に対する異議申立て」の審査 ・その他
3	H24.12.10	・24 東不審諮問第1号「個人情報存否応答拒否決定処分に対する異議申立て」の審査 ・その他

3 不服審査会への諮問の状況

種 別	異議申立て件数	諮問件数
情報公開請求	1	1
個人情報開示等請求	1	1

「不服申立て」には、上級行政庁に不服を申し立てる「審査請求」と、上級行政庁がない場合に処分を行った当該行政庁に不服を申し立てる「異議申立て」とがあります。情報公開・個人情報開示等請求に対する実施機関の処分について不服申立てする場合は、異議申立てとなります。

4 答申の状況

平成24年7月17日に「個人情報存否応答拒否決定処分に対する異議申立て」が東村山市長に出され、市長は平成24年8月17日に不服審査会へ諮問しました。平成24年12月20日に審査会の答申が出され、同月25日に市長へ答申が送付されました。